

議案第 8 号

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

本市の常勤職員との権衡及び適正な処遇の確保の観点から、国の非常勤職員に準じて、基準日に育児休業をしている会計年度任用職員に期末勤勉手当を支給するとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市条例第 号

秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秦野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第2条の4」を「前条」に改める。

第7条第1項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次項及び次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削り、同条第2項中「（会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第8号 秦野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) – (5) (略)</p> <p>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は<u>前条</u>の規定に該当すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末・勤勉手当の支給)</p> <p>第7条 秦野市職員の給与に関する条例（昭和30年秦野市条例第45号。以下「給与条例」という。）第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）があるものには、その基準日に係る期末手当を支給する。</p>	<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) – (5) (略)</p> <p>(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は<u>第2条の4</u>の規定に該当すること。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(育児休業をしている職員の期末・勤勉手当の支給)</p> <p>第7条 秦野市職員の給与に関する条例（昭和30年秦野市条例第45号。以下「給与条例」という。）第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u>（次項及び次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）があるものには、その基準日に係る期末手当を支給する。</p>
2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児	2 給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児

休業をしている職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間があるものには、その基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

休業をしている職員（会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間があるものには、その基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員（会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、その育児休業の期間を 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。